

デザイン経営スクール受講についての誓約書

私(以下、「受講生」という)は、公益財団法人東京都中小企業振興公社(以下、「公社」という)が実施するデザイン経営スクール(以下、「本スクール」という)の受講にあたり、以下の条項を承諾するとともに遵守することを誓約します。

(目的)

第1条

本誓約書の定めは、受講生が本スクールを受講するにあたり必要な事項を定め、本スクールの円滑な運営を図ることを目的とします。

(視聴環境について)

第2条

本スクールを受講するために必要な視聴環境(パソコン、ブラウザ、通信環境等)は、受講生(派遣元企業)の負担及び責任において準備維持するものとします。

(受講用 URL・ID・パスワードについて)

第3条

1. 受講生は、講義受講用に配布された URL、ミーティング ID やパスワードを、第三者に貸与、譲渡等を含め共有化することを厳禁とします。
2. 受講生は上記 URL・ID・パスワードが第三者に漏洩しないように厳格に管理し、万が一漏洩した場合には、直ちにその旨を公社に連絡するものとします。

(著作権や知的財産権等の侵害を招く行為の禁止)

第4条

1. 本スクールを通じて提供されるすべての文章、画像、映像、音声等についての著作権等の知的財産権は各講師または公社に帰属し、受講者はこれらを侵害する次の各項に定める行為を厳に禁止します。
 - ①. 本スクールの講義内容を撮影、録画、録音等すること。
 - ②. 配布された資料等を複写(コピー等)すること、再配布すること、転載、転用すること。
 - ③. 本スクールをプロジェクター等の投影装置を介し、複数の人物で視聴すること。
 - ④. その他、著作権、商標権、プライバシー権、氏名権、肖像権、名誉等他人の権利を侵害すること。
2. 前項に掲げる行為によって、公社または第三者に損害が生じた場合、受講生(派遣元企業)はすべての法的責任を負うものとし、公社及び第三者に損害を与えないものとする。

(各講師及び公社からの依頼事項について)

第5条

本スクールに関して各講師及び公社からの依頼事項があった場合、受講生はこれに従い、円滑な運営に協力するものとします。

(本スクールで知り得た情報の取扱い)

第6条

本スクールの受講において知り得た他の受講生の営業上の秘密、グループワーク等で扱う情報(提案者、提案内容、提案に係る資料等)、その他非公開の一切の事項(以下、「本件情報」という。)については、秘密を保持し、これらを第三者に開示または漏らさないこととします。ただし、次のいずれかに該当する事項についてはこの限りではありません。

1. 本スクールを受講する前に、既に公知であったもの

2. 本スクールを受講した後に、自らの責によらず公知となったもの
3. 本スクールを受講する前に、既に自らが保有していたことを立証できるもの
4. 正当な権限を有する第三者から適法に取得したもの

(目的外使用の禁止)

第7条

本件情報は、本スクールの受講以外の目的のために使用しないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合についてはこの限りではありません。

1. グループワーク等で扱う情報(提案者、提案内容、提案に係る資料等)について、提案者から書面による事前了承を得た上で使用する場合
2. 本スクール受講後に、本件情報の保有者との間で締結する個別のデザイン業務委託契約やデザイン開発等に関する顧問契約のなかで当該保有者承諾のもとに使用する場合

(ペアワークに関する覚書の締結)

第8条

受講生は、本スクール内において受講生間で実施されるペアワーク(共同作業等)の開始に先立ち、別途公社が指定する覚書を締結し、その内容を遵守するものとします。

(協議について)

第9条

本誓約書に定めのない事項、または、本誓約書の定めにて疑義を生じた場合は、誠意をもって協議しこれを解決するものとします。

(情報規定)

第10条

1. 本スクールの開催内容について、印刷物及びウェブサイトに掲載並びにマスコミ等で公表させていただく場合があります。
2. 本スクールの受講に当たって、収集した個人情報は、応募受付以降の公社からの問い合わせや通知、その他必要と思われる事項を案内するために利用させていただきます。
3. その他個人情報の取り扱いにつきましては、「個人情報保護について」(<https://www.tokyo-kosha.or.jp/privacy.html>)をご参照ください。

(その他)

第11条

その他、次に掲げる事項について承諾し、修了後も公社へ異議申し立てをしないこと。

- 1) 本誓約書に反する行為があったと事務局が判断し、その後の受講を取りやめることを求めた場合、異議なくこれに従うこと(この場合、未受講分の存在を理由とした受講料の返還は一切しない)
- 2) 受講生同士による個別契約の締結やデザイン依頼案件の協議等は、あくまで当事者間の判断と責任において行い、参加企業及び協業デザイナー等が被ったトラブルや訴訟等に関して、公社は一切の責任を負わないこと

以上

令和 年 月 日

住 所

氏 名
